

## 港区政80周年記念事業パートナー登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和9年3月15日に港区政80周年を迎えるに当たり、区の発展を支えてきた多様な主体とともに、この節目を広く周知し、未来へつなげていくため、港区政80周年を様々な機会にPRする企業、団体を港区政80周年記念事業パートナー（以下「記念事業パートナー」という。）として登録し、連携を図ることにより、港区政80周年の認知度向上、在住、在学、在勤者等のシビックプライド醸成、企業、団体等との協創関係の深化及び港区の魅力・ブランド価値の発信強化を実現し、もって港区政80周年の機運を醸成することを目的とする。

### (期間)

第2条 この事業の実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (対象)

第3条 記念事業パートナーの対象は、次のいずれかに該当する企業、団体等を対象とする。

- (1) 区内に本社、支社、事業所、店舗等を有する企業、NPO法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等
- (2) この事業の趣旨に賛同する団体であって、区長が適当と認めるもの

### (協力内容)

第4条 記念事業パートナーは、港区政80周年に際し、次のいずれかの活動を実施するものとする。

- (1) 港区政80周年に関する事業、イベント等の主体的な実施
- (2) 区が実施する港区政80周年記念事業への協力
- (3) その他港区政80周年のPRに資する活動

### (費用負担)

第5条 前条の活動に係る一切の経費は、記念事業パートナーの負担とする。

### (登録手続)

第6条 記念事業パートナーとして登録しようとする者は、港区政80周年記念事業パートナー登録（変更）申請書（第1号様式）により、区長に対して申請するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、記念事業パートナーとして登録し、その旨を通知する。
- 3 記念事業パートナーに登録しようとする企業、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、登録をしないものとし、その旨を通知する。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に關与している場合
- (3) 政治性又は宗教性のある場合
- (4) 前号までに掲げるもののほか、登録することが適当でないと区長が認める場合

(登録の変更)

第7条 記念事業パートナーは、区長に提出した登録申請書の内容に変更があった場合、港区政80周年記念事業パートナー登録(変更)申請書(第1号様式)により、速やかに区長に対して記念事業パートナーの登録変更申請を行うものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、記念事業パートナーの変更登録を行い、その旨通知するものとする。

(登録の取下げ)

第8条 記念事業パートナーは、登録の取下げをしようとするときは、港区政80周年記念事業パートナー登録辞退届(第2号様式)を区長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第9条 区長は、記念事業パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。
- (2) 企業、団体を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき。
- (3) 第6条第3項に規定する要件に該当することが判明したとき。
- (4) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明したとき。
- (5) 法令に違反する重大な事案が発生したとき。
- (6) 登録内容について実態がないことが判明したとき。
- (7) その他登録を続けることが適当でないと区長が認めたとき

- 2 区長は、前項の規定により登録を抹消し、又は前条の規定による届出があったときは、記念事業パートナーの登録を抹消し、当該抹消を受けた企業、団体等へその旨通知するものとする。

(記念事業パートナーの公表)

第10条 区長は、登録した記念事業パートナーについて、区公式ホームページ等で公表するとともに、取組紹介や区公式SNS等での情報発信を行う。

(記念マークの提供及び使用)

第11条 区長は、登録した記念事業パートナー対し、区長が別に定める記念マークのデータを提供する。

2 記念マークの使用に当たっては、次に掲げる事項及び区長が別に定めるガイドラインを遵守しなければならない。

- (1) デザインの改変を行わないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 政治的、宗教的活動に使用しないこと。
- (4) 法令に違反しないこと。
- (5) 区の信用または品位を損なうおそれがないこと。

(登録期間)

第12条 記念事業パートナーの登録及び記念マークの使用期間は、第6条第2項の規定により登録された日から令和9年3月31日までとする。

2 記念事業パートナー登録の申請期間は令和8年4月1日から令和9年2月28日までとする。

(秘密の保持)

第13条 記念事業パートナーは、登録期間において協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、第8条の規定による取下げ及び第9条第1項の規定による登録の抹消並びに第12条の登録期間を経過した後においても同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。